

浜松市公告第 616 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。当該届出及びその添付書類は、この公告の日から 4 月間浜松市産業部産業振興課において縦覧に供する。

令和 4 年 5 月 30 日

浜松市長 鈴木 康友

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 浜松プラザ

所在地 浜松市東区上西町 1020 番地 1 ほか

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称及び住所

並びに法人の場合は代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者の氏名	住所
三菱HCキャピタル プロパティ株式会社	代表取締役 船橋 啓二	東京都千代田区丸の内 一丁目6番5号

(変更後)

名称	代表者の氏名	住所
三菱HCキャピタル プロパティ株式会社	代表取締役 西喜多 浩	東京都千代田区丸の内 一丁目6番5号

3 変更の年月日

令和 4 年 4 月 1 日

4 変更する理由

設置者の代表者の変更

5 届出日

令和 4 年 5 月 26 日